

平成 2 2 年度 事業計画

基本理念

『共に生き、共に育み、安心して暮らせる福祉社会を目指して』

本会は、士別市で生活するすべての市民が自立した生活をするために、市民一人ひとりが手を取り支えあい、高齢者が安心して生活できる地域づくり、障がい者が生活しやすいまちづくり、安心して子育てができる環境づくりに取り組み、みんなの手でみんなの声で、『共に生き、共に育み、安心して暮らせる福祉社会を目指して』を基本理念に、住民主役の社会福祉活動を推進してまいります。

事業方針

1. 現況と課題

近年、わが国では、少子高齢化の進展等に伴って、家庭や地域の環境、経済構造等のあらゆる社会の仕組みが大きく変容しており、社会福祉を取り巻く環境も大きな変革期の渦中にあります。

このような状況の中、当会は地域福祉を推進する中核的団体として位置付けされた民間団体として、地域に開かれた組織を確立し、「公共性」と「民間性」を合わせ持つ団体として地域住民から信頼される組織づくりに努め、財政基盤の確立を図り「公民協働型」の社協活動が求められています。

現代社会はとかく先行きが不透明であり、21世紀を担う青少年を取り巻く状況には目を覆うところがあります。

特に、薄れがちな人間関係、忘れがちな地域の助けあいの修復を目指し、小・中・高等学校における福祉教育、地域のネットワーク活動、また、ボランティア活動をこれまでも増して推進し、住民相互の支援活動の拡充をさらに進め、地域力、地域の福祉力を高めていくことが重要となっています。

2. 取り組み

本会は、市民が利用しやすい安定したサービス提供事業者として、高齢者や障がい者への適切なサービスの提供に努め、採算性の確保など自立した事業経営についても強く求められており、地域福祉活動の推進とともに、総合的なサービス経営の視点が必要となることから、利用者の支援も含めた包括的な生活支援体制づくりに資する取り組みを推進してまいります。

法人の運営につきましても、社会福祉法において、「社会福祉法人の経営原則」が定められ、社協においても事業を确实、効率的かつ適正に行うことが求められており、本会においても、収支・財政管理を強化するとともに、適切な法人運営の視点からも経営運営の明瞭性、透明性を図り、運営体制・経営基盤の確立に努めます。

また、士別市における社会資源を有効に活用しながら、自治会組織、福祉・ボランティア関係団体等との連携を密にし、誰もが、住み慣れた地域社会で、安心して暮らすことができるよう、新士別市地域福祉実践計画に基づき「みんなでふれあい 支えあう つなごう地域の力」を基本目標に、福祉のまちづくりを推進します。

事業計画

1. 全戸会員制の充実

社会福祉事業の組織的活動の促進と地域福祉の増進を図るために、社協の全戸会員制をめざし各自治会にご理解とご協力をいただいているところであり、さらに全戸加入運動が推進されるよう努力してまいります。

2. 社協基盤の強化

地域での福祉活動が重要視される中で、社協の果たす役割はますます増大してきています。

こうした社協活動をさらに推進していくためには、事務局体制の強化と財政基盤の確立、そして事業運営の安定化が重要課題となってまいります。

事務局体制につきましては、土別市より管理運営を受託しているサポートセンターしべつを「福祉の拠点」として有効に活用し、さらに福祉の増進を図られるよう努力してまいります。

また、職員体制についても、土別市の援助・協力をいただきながら、高齢社会、介護保険事業に対応すべく、総合相談・援助活動の中核的な機能を十分果たせるような支援体制、及びケアマネジメント機能の強化を推進するために職員体制の確立、並びに職員の資質向上に努めてまいります。

特に、役職員・各事業スタッフの資質向上のため、それぞれの職種に対しての研修や講習会に積極的に参加し、また働きやすい職場環境づくりに努めてまいります。

あわせて、地域の多様な組織と連携して福祉のまちづくりを進めるにふさわしい、また、地域住民から信頼される組織・運営体制とともに、適切かつ自立した法人運営、財務、労務管理等を可能にする事業体制の確立に努めてまいります。

財政基盤の確立については、事業収入における収益や委託事業等公費負担事業の考え方を整理するとともに、コスト把握などの事業評価を適切に行い、効率的で自立した経営に取り組んでまいります。

さらに、市民の協力を得て積み立てている社会福祉基金につきましては基金の目的を明確化するとともに、社会情勢の大きな変動や大災害時等、突発的な事態の時にも安定的な福祉活動を保つため、今後も市民の協力を得て進めてまいります。

3. 広報広聴活動の充実

社協事業は、本来住民の善意互助の精神の上に成り立っていることから、社協と住民の相互理解は不可欠なものであります。

特に、住民の協力によって全戸会員制を推進しておりますが、会員に対する社協事業の理解をより高めていく必要があります。

社協だより(年6回発行)の紙面充実、また、ホームページによる福祉サービスの迅速な情報提供を図るなど、広く広報媒体を活用しながら市民に対する福祉のより一層の理解と活動への参加を促進してまいります。

4. 地域活動の強化

地域的な活動を進めている支部社協は、各支部の努力と各自治会の協力によって実効をあげつつありますが、今後も地域の事情等を勘案しながら、さらに各種事業の充実推進を図り、あわせて各支部の情報の共有化を図ってまいります。 5支部(中央・上士別・多寄・温根別・朝日)

5. 地域福祉・在宅福祉サービス事業の推進

住民の生活をめぐる社会情勢はますます複雑多様化し、特に急速に進む高齢社会に対応する地域福祉や在宅福祉の推進は大きな課題となっておりますことから、介護保険事業で強調しながら、本年度次のような事業を推進してまいります。

また、安全で安心な地域づくりのため、災害時に求められる地域の機能・役割や、AED(自動体外式除細動器)による研修等を通し、主体的に地域の問題を解決する意識の向上を図ってまいります。

(1)入浴介護事業(施設入浴)[士別市受託事業]

桜丘デイサービスセンターの特殊浴槽を使用し、身体障がい者(児)の入浴を確保しながら、介護保険事業で対応不可能な方々への施設入浴に努めます。

(2)福祉パトロール事業[士別市受託事業]

地域の見守り・援護事業のひとつとして、要援護者に対し援護グループを結成し、声かけ・見守り活動を推進します。

(3)士別市桜丘荘特定施設入居者生活介護ホームヘルパー派遣事業[士別市受託事業]

要介護者が徐々に増加している養護老人ホームにおいて、介護保険サービスの一つである外部サービス利用型を選択し、ホームヘルパーの派遣を任されたものであり、これまでのホームヘルプ事業のノウハウを十分に発揮し、士別市と連携のもと効果的な運営に努めます。

(4)士別市在宅介護支援センター運営事業[士別市受託事業]

市内に3ヶ所開設されている、総合相談窓口の1ヶ所を受託運営しており、社協本来の機能を十分に発揮します。

また、士別市が取り組みます「高齢者実態把握調査及び生活・介護支援サポーター養成事業」の推進について、調査及び検討会議等への参加など、積極的に連携を図ってまいります。

(5)小地域ネットワーク推進事業

各支部活動として自治会等の小地域を基盤とし、住民の参加と協力により地域の中で援護が必要な方々の生活を見守るとともに、隣人同士の支えあい活動を推進し、地域全体をつなぐネットワーク活動へと発展することを目指し取り組みます。

(6)移送サービス事業[士別市受託事業]

平成4年度より、在宅の虚弱老人等の方々が医療機関に通院する際の介助と交通手段を確保する「移送サービス事業」について、士別市ならびに関係機関と連携を密にしながら実施しておりますが、本年度も引き続き積極的に取り組みます。

(7) 地域福祉権利擁護事業

痴呆性高齢者、知的障がい者や精神障がい者などの意志決定や意思表示の困難な在宅者に対し、福祉サービス利用の援助や代行、日常的な金銭管理などの地域生活支援サービスを提供するもので、北海道地域福祉生活支援センター（上川地区地域福祉生活支援センター）と連携のもと事業を推進します。

(8) いきいきデイサービス事業【士別市受託事業】

要介護認定により自立と判定された方及び要介護認定を受けなくも、何らかの社会的支援が必要な方に対して、介護予防的なことから健康で生きがいのある老後を支える目的で、自立支援サービス判定基準に合致する対象者に対して、この事業を推進します。

(9) 関係機関等との連携強化

地域福祉の総合的機能的サービスを確立するため、士別市地域ケア会議・北海道ホームヘルパー協会・市町村社協強化検討会、他関係機関への参画を含めより一層連携を深めます。

また、医療・保険・福祉のネットワークの確立、福祉ニーズの把握と援助活動のための地域内ネットワークの確立に向けても、自治会単位の福祉研修会などの機会に積極的に地域に出かけ、一層の連携強化に努めます。

6. 介護保険事業の実施

介護保険事業に対応する、いわゆるケアプランの作成機関となる居宅介護支援事業者、また保険サービスとなるホームヘルプ事業・訪問入浴事業を居宅サービス事業者として、運営規定等を遵守しながら、質の向上と信頼される事業者を目指してまいります。

(1) 指定居宅介護支援事業所

○士別市社協居宅介護支援事業所

(2) 指定居宅サービス事業所

○士別市社協ヘルパーステーション

○士別市社協訪問入浴事業所

7. 障がい者自立支援（障がい者福祉～身障・知的・児童・精神）事業の実施

平成18年度より支援費対象者に加え精神障がい者が含まれた障害者自立支援法となったところであり、当会としても、引き続き障害者自立支援法の事業者として障がい者福祉の更なる拡充を目指してまいります。

(1) 指定居宅介護サービス事業所

○士別市社協ヘルパーステーション（身障・知的・児童・精神）

8. ボランティア活動の推進

(1) 士別市ボランティアセンター事業の推進

地域福祉に関わる福祉のまちづくりを進めるボランティア活動は、士別市ボランティアセンターが中心となり、ボランティアの養成やまちづくりの集い等の事業に取り組んでおりますが、個人のボランティア登録・情報提供等、いつでも、どこでも、誰でも、ボランティア活動に参加できる体制の整備に努め、地域における福祉コミュニティの形成を図ります。

(2) 学童生徒のボランティア活動普及事業の推進

小・中・高等学校の児童・生徒を対象に、福祉教育・学習の機会を提供し、体験・交流活動等を推進することにより、社会福祉への理解と関心を高め、福祉のこころ・ボランティアの精神を養うことを目的として、生徒数20人以上の学校は1校5万円、生徒数20人未満の学校は1校3万円を助成し、活動の推進を図ります。

また、教員の理解・協力を得るため、ボランティア指定校担当者会議(年2回)を引き続き実施してまいります。

(3) 士別市福祉ボランティアのまちづくり事業(士別市補助事業)

「共に支えあう地域社会づくり」の推進を目指し、次にあげる事業を、各関係団体との連携を保ちながら、青少年にあっては体験活動を主に開催し、より一層ボランティア活動の普及定着に努めます。

- | | |
|-----------------------------|------|
| ○第32回住民福祉活動を進めるつどい | 【継続】 |
| ○平成22年度士別市民ボランティアスクール | 【新規】 |
| ○平成22年度しべつヤングボランティアスクール | 【新規】 |
| ○第21回士別市福祉教育懇談会 | 【継続】 |
| ○第20回士別市小学生ボランティアスクール | 【継続】 |
| ○第16回士別市中学生・高校生ワークキャンプ | 【継続】 |
| ○土曜ボランティア学習塾「さぼてん」(毎月第二土曜日) | 【継続】 |
| ○ボランティア団体研修会 | 【継続】 |
| ○ボランティア愛ランド北海道への参加 | 【継続】 |
| ○声の図書事業(テープ作成・貸出) | 【継続】 |
| ○オムツを贈る運動 | 【継続】 |
| ○使用済み切手、リングプル、エコキャップ等の収集活動 | 【継続】 |

9. ノーマライゼーション事業の推進

「ふれあい広場'2010 inしべつ PART27の開催」

障がいのある人もない人も、共に地域社会の中で支えあって生きていくという、ノーマライゼーションの考え方を普及し定着化を目的に、本年は、7月3日(土)・4日(日)に開催し、さらに内容の充実を図りながら住民の深い理解と認識を広く求め、「広場」が住民の生活の場に溶け込んでいくための一歩として事業の展開を図ってまいります。

10. 士別市受託事業

(1) 士別市総合福祉センター受託事業（昭和54年7月）

士別市総合福祉センターの管理運営を受託し、センターの有効活用を図りながら、利用者の福祉向上に努めます。
（平成18年4月より指定管理者制度による）

(2) サポートセンターしべつ受託事業（平成13年11月）

サポートセンターしべつの管理運営を受託し、センターの有効活用を図りながら、利用者の福祉向上に努めます。

(3) 士別市多世代スポーツ交流館受託事業（平成7年1月）

士別市多世代スポーツ交流館の管理運営を受託し、交流館の有効活用を図りながら市民の心身の健康と福祉の増進に努めます。
（平成18年4月より指定管理者制度による）

(4) 施設入浴受託事業

(5) 福祉パトロール受託事業

(6) 士別市在宅介護支援センター運営受託事業（平成11年7月）

(7) 移送サービス受託事業（平成12年4月）

(8) いきいきデイサービス受託事業（平成12年5月）

(9) 要介護認定調査受託事業（平成12年4月）

(10) 士別市桜丘荘特定施設入居者生活介護ホームヘルパー派遣事業

11. その他主な活動

- 福祉調査活動
- 生活支援活動
 - 歳末助け合い運動・心配ごと相談所運営事業等
- 生活福祉資金貸付事業－民生委員児童委員協議会と連携
- 苦情解決委員会の活動
- その他必要な事業

※ 平成22年度 強化事業

- 支部活動支援 **【新規】**
- 日常生活自立支援事業の推進 **【新規】**
- 社協事業出前講座の実施 **【継続】**